

第6回小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議

- 1 日 時 令和6年12月26日（木）11:00～11:45
- 2 場 所 大阪市役所5階 特別会議室
- 3 出席者 横山市長、山本副市長、健康局長、健康局首席医務監、健康局総務部長、健康局生活衛生担当部長、保健所長、保健所生活環境担当部長、政策企画室市民情報部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所微生物部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所衛生化学部長

4 議事及び要旨

（1）調査結果

- ・ 前回の対策本部会議で確認された原因究明にかかる調査・対応方針について再確認した。
- ・ 疫学解析結果（令和6年11月30日時点のとりまとめ）をもとに把握した、健康被害の発生状況と傾向について確認した。
- ・ 本事案が通常の食中毒事案とは異なる側面があることから、国への食中毒の報告をするにあたり、健康被害の発生状況と傾向として、疫学調査結果を報告するという方針について、専門委員会を設置し、12月12日及び12月19日に専門委員会を開催し検討した結果、主な意見として、
 - ・ 当該疫学調査結果で確認された症状等も、日本腎臓学会の調査において確認された症状等と同じ傾向がみられる。
 - ・ 健康被害の発生状況と傾向として、実地疫学の専門家の指導のもとに行政が行った疫学調査結果を報告することは妥当である。との意見が出され、上記方針は妥当であるとの会議結果について確認した。
- ・ 原因究明として、厚生労働省（国衛研）による調査結果について9月18日に公表された内容を再確認するとともに、厚生労働省（国衛研）の取組状況を踏まえ、大安研が実施した共培養試験等の結果について確認した。
- ・ 上記原因究明の内容と本市が実施した大阪工場への立入調査・製造記録の確認等から、工場内に存在した青カビ（*Penicillium adametzioides*）が紅麹の製造工程に混入、具体的には、培養プロセスへの外部からの混入として、

- ・種菌の増菌培養時
- ・紅麹菌の植菌時（培養開始時）
- ・培養状態を確認するための定期的なサンプリング時等の可能性について共有した。

（２）国への報告方針

- ・本事案の特性も踏まえ、章立てについて国と相談し、
 - Ⅰ 食中毒発生の探知（保健所の事件発生探知）
 - Ⅱ 健康被害の発生状況と傾向
 - Ⅲ 混入経路
 - Ⅳ 原因施設及び組織の管理体制
 - Ⅴ 行政処分その他都道府県知事等が講じた措置の内容
 - Ⅵ 考察
- について、食中毒詳報として国に報告すること及びそれぞれの項目の記載方針について決定した。

（３）製品の廃棄

- ・小林製薬から製品の廃棄についての相談を受けており、大阪市の指導のもと、廃棄対象の数量の確認などを行い、本市が立ち会ったうえで、小林製薬が廃棄を行うことを確認した。
- ・廃棄対象は、12月4日時点で小林製薬の倉庫に保管されている、約500,000個のうち、追加調査に備えたサンプルと、回収が継続している消費者からの回収分を除いたものとすることを確認した。